

志賀グランドホテル宿泊約款

第1条（適用範囲）

- 当ホテルがお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが定めたホテル施設利用規則のほか、宿泊契約に関し当ホテルがお客様に提示するご利用案内・諸注意等（以下併せて「利用規則等」といいます）が存在する場合には、当該利用規則等は本約款の一部を構成するものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前各項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをなさろうとするお客様は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

1. 宿泊者名、電話番号

2. 宿泊日及び到着予定時刻

3. 宿泊料金

4. その他当ホテルが必要と認める事項

- お客様が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして扱います。

第 3 条（宿泊契約の成立等）

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、お客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 21 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 13 条の規定による料金の支払いの際に返還します。その際の振込手数料は差引させていただきます。

- 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨をお客様に告知した場合に限ります。

第 4 条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 4 条の 2（施設における感染防止対策への協力の求め）

当ホテルは、宿泊しようとする方に対し、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

1. 宿泊の申し込みが、本約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

5. 宿泊しようとする方が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

6. 宿泊しようとする方が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する
特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
7. 宿泊しようとする方が当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき（宿泊しようとする方が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
8. 宿泊しようとする方が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
9. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
10. 宿泊しようとする方が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は他の宿泊者に著し

く迷惑を及ぼす言動をしたとき、及び都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

11. 宿泊しようとする方が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
12. 宿泊しようとする方が予約した部屋又は当ホテル内において、「物品の販売等を行う」など自己又は第三者の利益を図る目的を秘して申し込みをされたとき。
13. 宿泊しようとする方が、本約款の規定を遵守しないとき、又は予約時のキャンセル規定・支払い規定を遵守しないとき。

第 5 条の 2（宿泊契約締結の拒否の説明）

宿泊しようとする方は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第 6 条（お客様の契約解除権）

- ・ お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- ・ 当ホテルは、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当ホテルが申込金の

支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

- 当ホテルは、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

1. お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

2. お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

□ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体で
あるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

3. お客様が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
4. お客様が特定感染症の患者等であるとき。
5. お客様が当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、
恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負
担を要求したとき（お客様が障害者差別解消法第 7 条第 2 項又は
第 8 条第 2 項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除
く。）、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
6. お客様が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって
他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害す
るおそれのある要求として旅館業法施行規則第 5 条の 6 で定める
ものを繰り返したとき。
7. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない
とき。
8. 宿泊されるお客様が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊
者に迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、又は他の宿泊者

に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき、及びその他都道府県条例の規定する場合に該当するとき。

9. 寝室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定めるホテル施設利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

10. 宿泊しようとする方が予約した部屋又は当ホテル内において、「物品の販売等を行う」など自己又は第三者の利益を図る目的を秘して申し込みをされたとき。

11. 宿泊しようとする方が、第 10 条に定めるホテル施設利用規則に従わないとき、及び第 11 条に定める禁止事項を行ったとき、その他本約款の規定を遵守しないとき、又は予約時のキャンセル規定・支払い規定を遵守しないとき。

第 7 条の 2（宿泊契約解除の説明）

宿泊されるお客様は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

第 8 条（宿泊の登録）

- お客様は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 1. お客様の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先電話番号
 2. 出発日及び出発予定時刻
 3. その他当ホテルが必要と認める事項
- 日本国内に住所を持たない外国人のお客様にあつては、前項の登録に加え、スキャン等により旅券のコピーをご提出いただくとともに、国籍・旅券番号、入国地及び入国年月日を登録していただきますので、ご了承ください。
- お客様が第 13 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。なお、当ホテルが通貨又はクレジットカードによるお支払いはお受けできない旨を事前に告知している場合は、それらによるお支払いはできません。

第 9 条（客室の使用時間）

- お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 1. 午後 2 時までは、1 室あたり 1 時間 3,000 円（アーリーチェックイン）
 2. 午後 3 時以降は、室料金の全額

第 10 条（宿泊外での施設利用）

入浴・宴会利用・音楽スタジオ利用・撮影利用等宿泊を伴わない日帰りで施設を利用する場合も、本約款に従うものとします。

日帰り客が支払うべき総額

1. 料理料金
2. 飲食料・その他利用料金

3.入浴料

4.施設利用料

(宴会利用 2,000 円~/1 時間、会議室利用 3,000 円~/時間、撮影利用 3,000 円~/1 時間、音楽スタジオ利用 1200 円~/ひとり)

・サービス料 上記 1～4 の 10%

・税金

(撮影利用の場合、施設の宣伝・イメージアップに繋がる内容の場合は、料金交渉含め協力させていただきます。)

第 11 条 (ホテル施設利用規則等の遵守)

お客様は、当ホテル内においては、本約款および利用規則等に従っていただきます。

第 12 条 (禁止行為)

- ・ お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の行為を行ってはならないものとします。

1. 当ホテルの利用にあたり、虚偽の情報を登録又は提供する行為

2. クレジットカード等の決済手段を不正利用して当ホテルを利用する行為
3. 第三者の個人情報又は志賀グランドホテル会員特典等を不正に取得、又は不正に使用する行為
4. 当ホテルの許可なく営業を目的として当ホテルを利用する行為
5. 大量に宿泊予約を行いキャンセルする行為、又はそれに類似する行為
6. 正当な理由なく宿泊予約とその取消しを繰り返す行為、又はそれに類似する行為
7. 当ホテルになりすます行為、又はそれらの行為であると誤解を招く行為
8. システムその他のコンピューターに不正にアクセスする行為、又はそれに類似する行為
9. 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為、又はそれに類似する行為
10. 宿泊施設内の備品の撤去、汚損、破壊する行為、又はそれに類似する行為

11. 当ホテル又はスタッフに対する社会通念上許容される範囲を超えた要求、誹謗、中傷、威嚇、並びに炎上を目的とした SNS への投稿等の嫌がらせ等により、当ホテルの運営の妨害又は当ホテルの信用及びブランドを毀損する行為、又はそれらに類似する行為
12. 当ホテルもしくはスタッフに対する暴力、脅迫、恐喝等の威圧的な不当要求行為
13. 他の宿泊者その他第三者、当ホテルもしくは当ホテルグループに迷惑、損害もしくは不利益を与える行為、又はそれらの恐れがある行為
14. 感染症の疑いがあるにも関わらず、他の利用者に感染を広げる行為
15. 他の宿泊者その他第三者、当ホテルの著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー、人格権その他の権利を侵害する行為、又はそれらの恐れがある行為
16. 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為、又はそれらの恐れがある行為
17. 暴力団等の勢力誇示、又はそれらを援助・助長する行為

- 18. 本約款等のその他の条項に違反する行為
 - 19. その他施設利用規則等の定めに違反する行為
 - 20. その他当ホテルが不適切であると判断する行為
- 前項により当ホテルに損害が生じた場合、当ホテルはお客様に対してその損害賠償を請求できるものとします。

第 13 条（営業時間）

- 当ホテルのフロントの営業時間は次のとおりといたします。
 - 1. 門限・正面玄関 24 時間（休館日除く）
 - 2. フロント 7：00～22：00（休館日除く）
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

第 14 条（料金の支払い）

- お客様が支払うべき宿泊料金は、当館オフィシャルホームページを基準とする。その他各エージェント提示料金がある場合はそちらを優先するもの。

- 前項の宿泊料金等の支払いは、日本通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。ただし、当ホテルが通貨・クレジットによる支払いができない旨を事前に告知している場合は、それらによる支払いはできません。
- 当ホテルがお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
- 当ホテルが朝食・昼食・夕食付、又は付帯サービスを付けた宿泊プランの場合、当該プランに何らの定めがないときは、お客様が喫食しない、又は利用しなかった場合においても、その金額分を申し受けます。

第 15 条（当ホテルの責任）

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 当ホテルがお客様に客室をご提供する責任はお客様が当ホテルのフロントにおいてチェックイン登録を行った時に始まり、チェックアウト制限時間をもって終了します。
- 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 16 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

- 当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋する場合がございます。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 17 条（寄託物等の取扱い）

- 貴重品等の管理は客室金庫、コインロッカーを使用しお客様自身で行っていただきます。また、それらで管理できないものは特例としてフロントにてお預かりすることがございます。
- 次の各号の物品のお預かりはできません。
 - (1) 50 万円を超える価値を有する物品又は金銭等
 - (2) 美術品・骨董品
 - (3) 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話その他の I T 機器等）
 - (4) 個人情報に関わる物品（顧客名簿等）
 - (5) 危険物、嵩高な荷物、重量物、損壊しやすい品物等、当ホテルが預かれないと判断したもの

第 18 条（お客様の手荷物又は携帯品の保管）

- お客様の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は宅配便到着スペースにて保管するものとします。なお、貴重品のお預かりは一切の責任を負いかねます。

- お客様がチェックアウトしたのち、手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日から1箇月経過後処分いたします。ただし、飲食物、たばこ、雑誌等は即日処分します。
- 当ホテルは、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、適切な処理を行うため、その中身を点検できるものいたします。

第19条（客室の清掃）

- お客様が3泊以上連続して同一の客室に宿泊する場合、当該客室の清掃は4日目に行うものいたします。
- 上記の場合であってもアメニティの追加はフロントにてお渡しいたします。

第20条（コンピューター通信）

- 当ホテル内のコンピューター通信の利用に当たっては、お客様自身の責任において行うものとします。システム障害その他の理由により予告なくサービスが中断または終了することがあります。コンピューター通信

利用中のシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、お客様にいかなる損害が生じても、当ホテルは一切責任を負いません。

- コンピューター通信の利用に際し当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が見込まれる場合また実際に生じた場合は、当該サービスの利用中止を求め、生じた損害については賠償していただきます。

第 21 条（駐車 の 責任）

お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルはお客様に駐車スペースに車両を駐車することについて承諾するものであり、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 22 条（お客様 の 責任）

お客様の故意又は過失により当ホテルが損害（施設の修繕費用、販売機会の損失等を指しますが、これらに限られないものとします。）を被ったときは、当該お客様は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 23 条（免責事項）

当ホテルは、本約款等の別段の定め又はその他利用規約等に定める免責事項に該当した場合には免責されるものとします。

第 24 条（警察等への通報）

- お客様の本約款等又はその他利用規則等への違反等により、他の宿泊者及び当ホテルの権利、財産、及びサービス等を保護する必要性が生じた場合、当ホテルは警察等関係機関へ通報する等、然るべき措置を講じます。
- お客様の健康、生命等に深刻な影響があると当ホテルが判断した場合、お客様の意思に拘わらず、救急搬送を要請する場合があります。

第 25 条（本約款等の変更）

- 本約款等の内容は、予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 変更された本約款等の内容について、変更後にお客様が当ホテルを利用した場合には、当該お客様は変更された内容に同意したものとみなします。
- 前項にかかわらず、本約款等の変更前に成立した宿泊契約については、変更前の規定が適用されるものとします。

第 26 条（分離可能性）

- 本約款等又はその他利用規約等の一部が法令に基づいて無効と判断された場合でも、当該部分を除く本約款等及びその他利用規約等の規定は有効とします。
- 本約款等又はその他利用規約等の一部が、あるお客様との関係で無効とされ又は取消しされた場合でも、当該お客様を除くお客様との関係において本約款等及びその他利用規約等は有効とします。

第 27 条（優先言語）

本約款等及びその他利用規約等は、日本語を正文とします。お客様の参考のために提示された翻訳文がある場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、翻訳文はいかなる効力も有しないものとします。

第 28 条（協議）

当ホテルのご利用に関して、本約款等で解決ができない問題が生じた場合には、当ホテルとお客様との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

第 29 条（準拠法と管轄裁判所）

- ・ 当ホテルとお客様の宿泊契約に関しては、日本法を準拠法とします。
- ・ 当ホテルとお客様の宿泊契約に関する紛争（裁判所の調停手続を含む）については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

お客様が支払うべき総額 ①宿泊料金 ②追加料金 ③税金 ④キャンセルがあった場合のキャンセル料

別表第2 キャンセルポリシー（第6条第2項関係）…ホテル用

2週間前～7日前まで 30% 6～3日前まで 50% 2～前日まで 80%

当日 100% （無断不泊含）

備考

- %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、宿泊総額に対しての違約金を収受します。
- 団体客（15名以上）向けに販売する宿泊プラン、及びインターネット等で販売する宿泊プランにおける宿泊契約等では、当ホテルが別途定めている違約金規定が適用される場合があります。

<ホテル施設利用規則>

ホテルの公共性とお客様の安全かつ快適な宿泊を確保するため、このホテル施設利用規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊の継続および館内施設のご利用をお断りさせていただくことがあります。また、館内の設備・備品等を破損した場合は費用をご負担いただく場合がございます。

<禁止させていただいている事項>

1. 客室を許可なしに宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
2. 客室内、廊下その他の共用の場所で、暖房用または炊事用の火気をご使用にならないでください。
3. 禁煙場所では、喫煙ならさないでください（電子タバコ、加熱式タバコ等含む）。禁煙場所で喫煙および吸い殻等が確認された場合、ご宿泊代とは別に客室クリーニング代および客室損害保証金として5万円を請求させていただきます。また、喫煙場所であっても、火災発生の原因となる行動はおやめください。
4. 外来のお客様とのご面談等は、ロビーをご利用ください。外来のお客様を客室へお招きなさないでください。お部屋に入室された場合、宿泊者同額の金額を請求いたします。
5. 館内および客室内の諸設備、備品等をみだりに所定の場所から移動なさないでください。
6. 館内および客室内の器具・備品の現状を許可なしに変更したり、手を加えたりしないでください。
7. 厨房、バックヤード、機械室、非常階段（非常時を除く）、その他スタッフ専用の場所への立ち入りは禁止いたします。

8. 館内に次のようなものをお持込みにならないでください。

イ 犬（身体障害者補助犬は除く）・猫・小鳥等の動物、ペット類全般

ロ 悪臭又は強い匂いを発する物品

ハ 常識的な量をこえる物品

ニ 鉄砲、刀剣等

ホ 火薬、揮発油等の発火または引火しやすいもの

ヘ その他、他の宿泊客の安全性を脅かす物件と認められるもの

9. 館内および客室内で高声、放歌、大きな振動を伴う行為又は喧噪な行為

等で、他のお客様に不快感を与えたり迷惑をかけたりなさないでください。

10. 館内および客室内でとばくや公序良俗に反する行為、その他風紀や治安

を乱すような行為をなさないでください。

11. 許可なく広告・宣伝物の配布や物品の販売、営業行為等をなさない

でください。

12. 許可なくビラ等の配布、署名活動、政治活動、宗教活動、集会の開

催、団体や組織の勢力誇示又はそれらを援助・助長する行為をなさないでください。

13. 他のお客様に不安感を抱かせ、あるいはご迷惑となるおそれがあると
当ホテルが判断する風体や街宣車、改造車、その他の車両等で、来場し
又は駐停車なさらないでください。
14. 廊下やロビー等に所持品を放置なさらないでください。
15. 館内および客室内でお客様に迷惑をかけるような写真やビデオ撮影は
固くお断りさせていただきます。
16. 当ホテル内で撮影された写真やビデオ等を当ホテルの許可なく営業上
の目的で公になさらないでください。
17. 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐術、業務妨害、威圧的不当要求及びこれ
に類する行為は禁止といたします。
18. 悪質な SNS 等への投稿、拡散はおやめください。法的な対応を取らせ
ていただきます。
19. その他当ホテルが不適當と判断する行為はなさらないでください。

<ご注意いただきたい事項>

1. お預り品の保管は、特にご指定のない限り原則としてお預り日から 1 箇
月間経過後は、処分させていただきます。

2. お忘れ物、拾得物の処置は、原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、金品及び個人情報を含む物品については最寄りの警察署に届け、その他の物品については発見日から1箇月経過後処分いたします。ただし、衛生環境を損なう飲食物、たばこ、雑誌等は即日処分します。
3. 客室に設置の電話で外部にお電話する際には、施設利用料を加算させていただきますのでご了承ください。
4. 客室清掃につきましては、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室清掃を実施できるものとします。また、清掃日以外でも客室メンテナンス、法令点検、緊急時には入室させていただくことがございます。
5. お客様の言動等により、他の宿泊者及び当ホテルの権利、財産、及びサービス等を保護する必要がある場合、当ホテルは警察等関係機関へ通報する等、然るべき措置を講じます。
6. お客様の健康、生命等に深刻な影響があると当ホテルが判断した場合、お客様の意思に拘わらず、救急搬送を要請する場合があります。
7. ルームキーを紛失し、チェックアウトまでに見つからなかった場合、再発行料として20,000円を請求させていただきます。

<ご利用をお断りする方>

1. 次に掲げる組織、個人

イ 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及びその関係者

ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者

ハ 反社会的団体、反社会的団体員及びその関係者

2. 心神耗弱、薬物等による自己喪失などご自身の安全確保が困難であった

り、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者

3. 上述の「禁止させていただいている事項」について、当ホテルより注意

を受けて直ちにその行為を止めなかった者

以上